



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年2月12日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき、川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに係る条例環境影響評価書（以下「条例評価書」と表記）の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社ディー・エヌ・エー 代表取締役社長兼 CEO 岡村 信悟 京浜急行電鉄株式会社 取締役社長 川俣 幸宏
	名 称	川崎新！アリーナシティ・プロジェクト
	種 類	高層建築物の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為） 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 商業施設の新設（第3種行為）
	実施区域	川崎市川崎区駅前本町 25 番地ほか
	目 的	アリーナ施設、宿泊施設、商業施設等を含む複合エンターテインメント施設の建設、歩行者デッキの整備及び道路の拡幅整備
	内 容	敷地面積：約 14,470 m ² （道路用地除く） 開発区域の面積：約 13,640 m ² （アリーナ敷地） 建築物の最高高さ：約 80m（アリーナ敷地 商業棟） 延べ面積：約 59,220 m ² （うち商業、約 6,490 m ² ） アリーナ敷地：約 57,930 m ² （うち商業、約 5,400 m ² ） 三角地敷地：約 1,290 m ² （うち商業、約 1,090 m ² ）
	施行期間	令和9（2027）年～令和12（2030）年
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和7年2月12日（水）から令和7年3月13日（木）まで
	縦覧場所及び時間	■川崎区役所（12階） 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ■幸区役所（1階） 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、幸区役所は第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分は行います。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日（2月12日）は午前10時から行います。
	ホームページ	ホームページから縦覧図書の閲覧ができます。   検索 川崎市 アセス図書の公表 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先		川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921